



紅葉の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。年末調整の時期となりました。扶養親族のリニューアル、保険料控除書類のご準備をお願いします。

重要情報

1. 消費増税に関するビジネス環境の整備

消費増税によるコストアップの交渉を元請業者に拒否された場合について、中小企業の相談窓口が内閣府に設けられるようです。転嫁拒否した業者は、公取委から支払勧告や社名公表などの措置が下るとのことです。

2. 未納年金10/1から3年間の10年遡及後納が

本年10月から未納の国民年金を10年前までさかのぼって後納することができるようになりました。後納した年金保険料(加算分も含む)は本年の年末調整や確定申告で控除できます。控除証明に代えて領収書を添付します。

3. 病院等の消費税転嫁問題

病院や薬局などは消費税が非課税とされています。医療調剤報酬は法定ですので、医療機器や薬剤の消費増税を自由に売上げに転嫁することができません。これに対応し、医療機関の税計算の変更が検討されています。

12月のイベント

- ・ 固定資産税の第3期納付
- ・ 役員従業員の保険料控除申告書の収集(控除証明書)
- ・ 年末調整

税金マメ知識

消費税の増税は、日常生活にも大きく影響します。増税の第一弾はH26.4.1(施行日)からの8%ですが、この日以後の取引については新税率が課されますので、マイホームなど大きな買い物に急がれる方も多いと聞きます。

新税率の適用判定は原則として、引渡日が施行日をまたぐか否かによります。長期の請負工事については、契約が施行日の半年前H25.9.30以前で任意解約不能・金額確定などの要件を具備していれば、引渡日がH26.4.1以後となっても旧税率が適用されます。資産の貸付契約についても同様の措置があります。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【インド：タージマハル】インドに行くと不衛生な食べ物にあたって必ずお腹を壊すと言う話を聞きますが、実はインド人もかなり頻繁にお腹を壊しています。また、娯楽の少ないインドでは、定番観光地はほとんどインド人観光客で一杯です。

晩酌のじかん

不動産投資家の友人が自宅を買うことにしました。自分への貸付こそ最もリスクフリーな賃貸経営、だそうです。わたしも飲食店に入ったらドリンク価格と店舗面積を確認しますし、大都会でオンボロビルを見かけると建替えられないんだなあ、なんて余計なことを考えてしまいます。



☆事務所からの連絡☆

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp